

# 令和2年度 事業計画書

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会

# 事業計画

## I 基本方針

少子高齢化の益々の進展、社会的孤立や困窮などの生活福祉問題の深刻化、児童や高齢者・障害者に対する虐待や権利擁護の問題、さらには度重なる自然災害が発生する中、地域住民や地域資源が身近な地域の抱える問題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり支援することで、一人ひとりが生きがいのある暮らしのできる地域をともに創っていく『地域共生社会』の実現に向けた取り組みが進められています。

本協議会は、地域福祉の推進を中核的に担う団体として、その役割と責任を果たすために組織・経営基盤の強化を目的とした「川口市社協第3次強化計画」と、地域住民を主体に課題の解決やよりよい地域づくりをめざす活動を支援する「第2期かわぐち市民活動プラン」を策定しています。これらの計画を両輪として、「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」に向け、活動を展開してまいります。

## II 重点目標

### 1 第3次社協強化計画の推進

第3次計画に基づき、「小地域福祉活動を中心に多様なネットワークを組み、地域ニーズに寄り添う社協」をめざし、引き続き社協組織及び事業の強化を図る。

### 2 第2期かわぐち市民活動プランの促進

「ひとりぼっちにしない地域づくり」「あんしんできる居場所づくり」を目標に、地域の課題解決に向けた地域活動を支援する。

### 3 ボランティアセンターの機能拡充

従来の業務に加え、「福祉のまちづくり」の視点をもって機能を拡充し、「個別支援」と「地域支援」に取り組むコミュニティソーシャルワーカーを設置するなど、地域づくりの専門部署として活動を行う。

### 4 生活支援体制整備事業の推進

第2層生活支援コーディネーターをはじめとして市全域の円滑な連携体制を構築し、第2層圏域ごとの地域課題の集約を行う。

### 5 相談支援の連携強化

成年後見センターにおける権利擁護や、高齢者、障害者、子育て家庭、生活困窮者などへの相談支援に、横断的・総合的に取り組む。

### 6 社協経営基盤の強化

収益の維持をはじめとした自主財源の強化と、事業の見直し・経費削減に努め、継続して財政状況の改善を図る。

# 1 会務の運営

本会の円滑な運営を図るため次の会議等を開催

- (1) 理事会
- (2) 評議員会
- (3) 地域福祉推進委員会
- (4) 福祉サービス苦情解決制度の運営
- (5) 第3次社協強化計画の進行管理

# 2 会員募集と啓発事業

会員制度の強化、市民へのPR活動等

- (1) 会員の加入促進（個人会員、賛助会員、施設・団体会員の開拓）
- (2) 社協だよりの発行（年4回全戸配布）
- (3) 社協PR活動の実施（マスコットキャラクター「社助」の活用、市内各種イベントへの参加など）
- (4) ホームページの公開及びSNSによる情報発信
- (5) 福祉協力店設置事業の実施

# 3 地区社協支援

地区社会福祉協議会の支援・強化

- (1) 地区社会福祉協議会連絡協議会の開催
- (2) 職員地区担当制による支援
- (3) 地区社協に対する活動交付金の交付
- (4) 地域福祉推進員の育成・活動支援
- (5) サロンへの講師派遣などによる地域づくりの支援
- (6) 各種助成金を含む相談支援

# 4 地域福祉・ボランティア活動推進事業

ボランティアセンターを拠点とした地域福祉・ボランティア活動の推進

- (1) 地域福祉活動の推進
  - ① 第2期かわぐち市民活動プランの周知及び進行管理（かわぐち市民活動プラン推進委員会の運営など）
  - ② ふくしのまちづくり助成金の交付
  - ③ かわぐち市民活動プラン助成金の交付
  - ④ 見守り・支え合いネットワークの構築
  - ⑤ 小地域福祉活動の推進（活動拠点の整備・コミュニティソーシャルワーカーの

配置による個別支援及び地域支援など)

⑥ 市民による福祉活動への相談・支援

(2) ボランティア活動の推進

- ① ボランティアセンターの運営(ボランティア相談・需給調整、ボランティアの育成、講座開催、ボランティア保険の受付、備品の貸し出し等)
- ② 福祉教育の推進 (ボランティアマインド推進校の指定・福祉体験への協力)
- ③ 青少年ボランティア育成委員会及びボランティア見本市実行委員会の運営・事業実施 (市民と協働推進課との協働事業)
- ④ 青少年ボランティア育成委員会への助成
- ⑤ ボランティアに関する広報・情報発信
- ⑥ 災害ボランティアセンターに関すること
- ⑦ 障害者の社会参加促進を目的とした、障害者と市民の交流の場の提供及び自立の支援

## 5 共同募金配分事業

埼玉県共同募金会川口市支会の赤い羽根共同募金及び地域歳末たすけあい募金の実績に基づく配分事業

(1) 赤い羽根共同募金配分事業

- ① 地区社協に対する活動交付金の交付
- ② ボランティア見本市実行委員会への助成
- ③ 社協だよりの発行など

(2) 地域歳末たすけあい募金配分事業

- ① 地区社協による歳末慰問事業及び歳末福祉事業
- ② 市社協によるお正月向け品物の贈呈及び年始の食事サービスなど

## 6 放課後児童クラブ事業

小学校に就学している児童のうち、家庭が昼間留守になっている児童を放課後に支援し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業

- (1) 市内22校の放課後児童クラブの運営 (うち特別支援学級併設校10校)
- (2) 要配慮児童支援のための研修の開催
- (3) 支援員の月例会議及び研修会の開催

## 7 つどいの広場事業

子育てサポートプラザ及び子育てひろばポッポにて、概ね0歳から3歳までの子どもと親が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を運営する。また子ども及びその保護者等が地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報収

集と提供を行い、相談・助言等を行う。

- (1) つどいの広場事業の実施
- (2) ふれあい相談の実施
- (3) 子育て講座及びあそび講座等の実施

## 8 利用者支援事業

子育てサポートプラザ及び子育てひろばポッポにて、子育て中のかたのニーズにあった、子育て情報の提供や相談、保育所・幼稚園、育児サークル等の利用にあたっての案内を行う。

- (1) 各種子育て相談及び出張相談
- (2) 保育所・幼稚園、育児サークル等の利用にあたっての案内
- (3) プラザ・ポッポ内情報コーナー及びホームページ等による子育て情報の提供

## 9 子育て支援総合コーディネート事業

子育てサポートプラザにて、地域の子育て資源の育成及び関係機関との連絡・調整・連携・協働の体制づくり、市民の子育て活動の支援を行う。

- (1) 子育て講座・研修・講演会の開催
- (2) 子育てサポーターの養成・派遣・調整
- (3) 子育て支援団体・関係機関連絡調整会議の開催
- (4) 子育て支援ボランティア団体・育児サークル連絡会議の開催
- (5) 地区社協や地域で行う子育てサロンや子育て相談に対しての支援
- (6) 育児サークルの登録・管理

## 10 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたいかたと子育ての援助を行いたいかたの有償・有料の相互援助活動の推進を図る。

- (1) 有償・有料の子育て相互援助活動
- (2) 説明会、講習会、交流会等の開催

## 11 高齢者福祉事業

高齢者福祉の向上を図るため、事業への協力及び助成

- (1) 老人クラブ活動の助成
- (2) 金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚賀詞贈呈事業（川口市社会福祉大会への協力）

- (3) さわやかコール事業

## 12 老人居宅介護等事業

介護保険法に基づく訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業所を運営する。

- (1) 居宅サービス計画書（ケアプラン）に基づいた、①身体介護 ②生活援助 ③訪問型サービスを担うホームヘルパーを派遣する。
- (2) 介護実習生の受入及びホームヘルパー資質向上のための研修会の実施
- (3) 在宅自立支援訪問介護事業として院内介助サービス（介護保険外サービス）の実施

## 13 高齢者自立支援事業

おおむね65歳以上で、病気やケガにより一時的に日常生活に支障のあるかたに対し、自立生活支援のためホームヘルパーを派遣する。

## 14 障害福祉サービス事業

障害者総合支援法に基づく居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所を運営する。

- (1) 障害者総合支援法に基づいた、①身体介護 ②家事援助 ③通院介助 ④重度訪問介護 ⑤同行援護を担うホームヘルパーを派遣する。
- (2) 地域生活支援事業である移動支援事業の実施
- (3) 介護実習生の受入及びホームヘルパー資質向上のための研修会の実施

## 15 障害者相談支援事業

地域で暮らす障害者や障害児、その家族などからの相談に応じ、関係機関との連携をとりながら自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように支援する。

- (1) 電話・面接・訪問及び同行による相談支援
- (2) 専門的な知識・技術を活用した困難ケースへの対応、包括的支援
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査の実施
- (4) 障害福祉サービス及び障害児通所支援サービス対象者へのサービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成

## 16 手話通訳者派遣事業

聴覚障害のあるかたが日常生活を営む上で相手とのコミュニケーションがスムーズに行われるように意志疎通支援する。

- (1) 手話通訳者の派遣及び研修
- (2) 聴覚障害者と手話通訳者の交流会

## 17 福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

判断能力の不十分な高齢者や知的障害・精神障害などのあるかたに対する福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等による権利の擁護

## 18 生活福祉資金貸付事業

生活福祉資金（総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金）等の貸付・償還にかかる書類の交付及び受付事務

## 19 青木会館事業

青木会館の管理運営 ※令和2年5月末日をもって終了

- (1) 会議室、ホール、多目的室の貸出
- (2) 青木たたら荘の管理運営

## 20 やすらぎ会館事業

やすらぎ会館の管理運営（会議室の貸出）

## 21 住民参加型福祉サービス事業

「誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくり」をめざす、市民の参加と協力による助け合いの制度

- (1) 家事援助サービスの実施
- (2) ちょこっと困りごとサポートの実施
- (3) 食事サービスの実施
- (4) 車いす貸出サービスの実施
- (5) 車いすステーションの実施
- (6) 福祉車両貸出サービスの実施

## 22 交通遺児育英事業

関係機関・団体と協力し、交通遺児の健全育成を図る。

- (1) 奨学金の贈呈
- (2) 入学時祝金の贈呈

- (3) 年末支援金の贈呈
- (4) 修学旅行支援金の贈呈
- (5) 就職支度金の贈呈

## (公益事業区分)

### 23 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所を運営する。

- (1) 居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成
- (2) サービス担当者会議の開催
- (3) 介護保険施設入所のための連絡・調整
- (4) サービス実施状況の把握等
- (5) 要介護認定訪問調査等の実施
- (6) 介護予防サービス・支援計画書の作成

### 24 地域包括支援センター

青木地区（青木・中青木・西青木）で暮らす高齢者を、介護・福祉・保健・医療など様々な面から総合的に支援する。

- (1) 高齢者やその家族に対する総合的相談・支援
- (2) ネットワークの構築及び支援困難ケースへの対応等ケアマネジャーへの支援
- (3) 成年後見制度の活用や虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業
- (4) 介護予防事業のケアマネジメント

### 25 成年後見センター

認知症や知的障害、精神障害により判断能力が十分でないかたが、成年後見制度を円滑に利用できるよう支援する。

- (1) 成年後見制度に関する広報・啓発
- (2) 市民後見人候補者養成研修の実施、受任に向けた活動支援及び選任後の活動支援
- (3) 成年後見制度に関する相談対応及び申し立て支援
- (4) 関係機関・団体との連携

### 26 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じ



た包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進することを目的とする。

- (1) 相談支援体制の構築および生活困窮者の把握、相談受付
- (2) スクリーニング（課題の抽出・整理・分類）による各種支援制度の利用及び関係機関との連絡調整
- (3) アセスメントの実施及びプランの策定、評価
- (4) 出張相談会の実施

## 27 生活支援体制整備事業

第1層生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の発掘・養成、地域資源の把握・開発やネットワーク構築を図る。

- (1) 第2層生活支援コーディネーターとの連携による生活支援及び介護予防サービスのコーディネート
- (2) 地域におけるネットワークの構築
- (3) 地域に不足しているサービスの担い手の発掘、養成
- (4) 生活支援サービス等の社会資源情報の作成・周知
- (5) 第1層協議体の運営

### (収益事業区分)

## 28 自動販売機設置収益事業

市内公共施設等における自動販売機の設置

令和2年 3月17日 提出

社会福祉法人 川口市社会福祉協議会  
会 長 奥 ノ 木 信 夫